

平成28年3月28日

亀岡市議会議長 西口 純生 様

発議者 議会運営委員長 堤 松男

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例  
の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

## 議第1号議案

### 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 の一部を改正する条例の制定について

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年  
亀岡市条例第24号）の一部を改正する条例を次のように制定する  
ものとする。

### 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に 関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年  
亀岡市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「前項」を「前3項」に、「旅費」を「費用弁償」  
に、「亀岡市職員等の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第1  
4号)中第18条第2項及び第3項の規定を除き」を「亀岡市職員等  
の旅費に関する条例(昭和37年亀岡市条例第14号)の規定（第1  
項の旅費にあっては同条例第18条第2項及び第3項を除く。）を」  
に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「前2項」  
に、「旅費」を「費用弁償」に改め、同項を同条第3項とし、同条第  
1項の次に次の1項を加える。

2 議長、副議長及び議員が招集に応じて本会議、常任委員会、議

会運営委員会、特別委員会又は亀岡市議会会議規則（昭和53年議会規則第1号）第166条に規定する協議等の場に出席したときは、住居から参集場所までの往復の路程に応じて、費用弁償として交通費の実費相当額を支給する。

別表中「

鉄道賃	船賃	車賃（1キロメートルにつき）
特別職の職員で常勤の者の例に準じる。		円 37

」を

「

交通費		
鉄道賃	船賃	車賃
特別職の職員で常勤の者の例に準じる。		1キロメートルにつき37円又は実費額

」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。